

学校いじめ防止基本方針

【令和6年度版】

福島県立大笹生支援学校

県立大笹生支援学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （１） いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （２） いじめは、児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （３） いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

（１） いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２） いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方 (いじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、ほかの児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童生徒が多くの人々と関わり多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

① いじめの禁止

本校児童生徒は、いじめを行ってはいけない。

② 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

【 具体的ないじめの様態 (例) 】

① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・ 存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・ 遊びやチームに入れない。
- ・ 席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

（４）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、養護教諭、教育支援部、
各学部副主事 各学部教諭

いじめ防止対策委員会

構成員

校長 副校長 教頭 生徒指導主事
生徒指導部 養護教諭 教育支援部
各学部副主事 各学部教諭

活動内容

- 基本方針の作成
- いじめに関する相談の窓口
- いじめに関する調査
- いじめの事実の有無の確認及び対策の検討
- 各関係機関及び関係保護者との連絡

③ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
- (緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(5) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行い、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(6) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
 - ・個別懇談等を通じた学級担任による児童生徒からの聴き取り調査を行う。
 - ・専門知識を有する者による教育相談を有効に活用する。
 - ・いじめ相談窓口を設置する。
- ② 保護者を対象とした定期的なアンケートの実施により、児童生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - ・保護者を対象とした定期的なアンケートを年2回実施する。
 - ・在籍する高等部生徒に対するいじめアンケート調査や聞き取り調査を年2回実施する。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
 - ・相談、通報のあった事案は「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有や対策の検討に努める。

- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(7) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長、教頭を経由して校長に報告する。
- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせるとともに今後の指導について検討する。
 - ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる気持ちをもつよう指導する。
 - ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ④ 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(8) 重大事態発生時の対応

< 重大事態とは >

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

< 重大事態の報告 >

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

< 重大事態の調査 >

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(9) 年間指導計画

月	生徒指導計画	調査広報等	校内研修	いじめ防止対策委員会
4 月	基本方針を受けた各学級における指導 いじめに関する全体指導 生活状況の観察・把握 児童生徒へのいじめ防止指導	心和ぐ（広報）発行		委員会 計画・目標の作成 いじめ防止基本方針の周知 ホームページへの掲載 PTA 総会での保護者への啓発 心和ぐ（広報）発行
5 月				委員会
6 月		アンケート実施① 生徒・保護者		委員会
7 月				委員会
8 月				委員会 前期反省
9 月		アンケート結果の配布 心和ぐ（広報）発行		委員会 中間評価
10 月				委員会
11 月		アンケート実施② 生徒・保護者	いじめに関する教職員研修会	委員会
12 月				委員会
1 月		アンケート結果の配布 心和ぐ（広報）発行		委員会 後期反省
2 月				委員会 年間評価
3 月	▼			委員会
随時	いじめ確認時…いじめの状況確認、課題点・改善事項・指導内容の検討、指導の実施、いじめ状況の中間確認、保護者への取り組み報告 いじめ解消の確認 ※「福島県いじめ防止基本方針」に基づく			

(1 0) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は、職員、保護者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

(11) いじめが起きた場合の対応

